



住宅の耐震改修工事に伴う 固定資産税の減額申告をされる方へ

耐震改修を行った家屋に係る固定資産税額（120㎡まで）を減額します。

住宅改修工事完了後3ヶ月以内に、必要書類を添付して税務課課税グループ窓口まで申請をお願いします。

減額の内容

区分	減額期間	減額割合
通常の住宅	工事が完了した年の翌年度から1年間	改修工事をした住宅の固定資産税額の2分の1
通行障害既存耐震不適格建築物にあたる住宅	工事が完了した年の翌年度から2年間	改修工事をした住宅の固定資産税額の2分の1
認定長期優良住宅に該当することとなった通常の住宅	工事が完了した年の翌年度から1年間	改修工事をした住宅の固定資産税額の3分の2
認定長期優良住宅に該当することとなった通行障害既存耐震不適格建築物にあたる住宅	工事が完了した年の翌年度から2年間	改修工事をした住宅の固定資産税額の3分の2（工事の翌年度）、2分の1（工事の翌々年度）

減額の要件

家屋の要件

昭和57年1月1日以前から存している家屋

居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上あること

耐震改修の要件

現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること

工事費の要件

耐震改修に要した費用の額が1戸あたり30万円以上（平成25年4月1日からは50万円以上）

その他

省エネ改修やバリアフリー改修と同時には適用されず、同一家屋についての適用は1回に限ります。

必要書類

- ・ 耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書
- ・ 国土交通省の定めた増改築等工事証明書※1 又は住宅耐震改修証明書※2
- ・ 耐震改修に要した費用の確認ができる書類

※1 下記のいずれかの証明が必要となります

- ・ 建築士事務所に属する建築士
- ・ 指定確認検査機関
- ・ 登録住宅性能評価機関
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人

※2 まち整備課で証明します

申告方法、不明な点につきましては、
川島町役場 税務課 課税グループ
電話049-299-1757
まで